

令和7年度次世代型森林管理実証事業（UAV等活用研修）業務委託プロポーザル 質問に対する回答

番号	質問内容	回答	回答日
1	業務委託仕様書における（受注者及び講師の要件）について、例えば、受託者側の企業・団体に所属していない外部講師を立てるような講習実施体制を視野に入れても問題ないでしょうか？それとも基本的に講師役は受託者側の企業・団体に所属していること等が想定されていますでしょうか？	・講師は、仕様書第6の（2）の要件を満たしていれば、受託者側の企業・団体の所属を問いません。	R7.7.24
2	業務委託仕様書のUAV基礎コースにて、「UAVの操縦訓練にあたっては、2人以上の講師を配置すること」ありますが、配置する講師の要件は、配置予定の講師役全員が（受注者及び講師の要件）に記載されている第6（2）の要件全てを満たさなければならないのでしょうか？	・ご認識のとおりです。	R7.7.24
3	受託者が準備するパソコン台数については、定員人数分の準備を想定されていますでしょうか？それとも最低限として定員団体数分の準備と捉えてもよろしいのでしょうか？	・受講生用のパソコンについては、UAV基礎コース、GNSS活用コース共に受講生が準備することとしています。 ・なお受講生が準備するパソコンのスペックは、Windows10/11、メモリ16GB、記憶容量SSD256GB以上です。 ・受託者が講義を行う上で、本スペック以上のものを準備することについては、この限りではありません。	R7.7.24
4	業務委託仕様書において、（使用機材等）の第7（4）で「RTK測量機材（CLAS対応一式）を使用すること」とあり、第7 2（1）では「GPS、GLONASS、準天頂衛星システム（みちびき）等の複数の電波を受信できるGNSS受信機であること」とありますが、CLAS（みちびき）の電波受信については使用機材にその機能が必ずしも備えられていなくても問題ないでしょうか？また、（研修企画運営内容）の第9 イGNSS活用コースのGNSSの操縦研修にて、「2種類以上のGNSS受信機を使用するものとする」と記載がありますが、いずれもCLAS（みちびき）の電波受信の機能を有していない機材でもよろしいのでしょうか？	・仕様書第7の1の（4）に示す、RTK測量機材（CLAS対応一式）については、仕様書第8（1）に示す「UAV基礎コース」研修カリキュラムのうち集合研修及びフォローアップ研修（現地）での「高度な位置補正」の講義（デモンストレーションを含む）に使用することを前提としています。 ・仕様書第7の2の（1）に示す機材は「GNSS活用コース」のみに適用となります。仕様書第1の2に示す「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン」に準拠できる測量精度を担保できるものであれば、必ずしもCLAS対応である必要はありません。 ・仕様書第9の（1）のイも同様です。	R7.7.24
5	業務委託仕様書において、（研修企画運営内容）の第9（2）実地研修について、「研修の受講者が皆伐再造林地等の任意フィールドをにて」とあることから、受講者側が設定した任意フィールドにて実地を行うものと考えておりますが、この任意フィールドについては、現地までの移動だけで極端に時間を要するような場所（車両での接近が困難等、現地作業場所への移動が徒歩で数十分以上かかるような場所）が選定される場合も想定しておく必要がありますか？	・ご認識のとおり、任意フィールドについては受講生が設定することとなるため、現時点では現地までの移動時間の想定は困難です。ただし、一般的に皆伐再造林地では木材搬出のための作業道が整備されていることが多く、車両での接近が可能であると考えられます。	R7.7.24
6	業務委託仕様書において、（研修企画運営内容）の第9（2）実地研修について、アUAV基礎コース「造林補助事業の申請」、イGNSS活用コース「造林補助事業等の申請」とありますが、受講者の任意フィールドにて、実際に「造林補助事業の申請」が行われることが前提で、業務委託内の研修を通じて、受託者がそのサポートを仕組みとして行うイメージでしょうか？	・ご認識のとおりです。	R7.7.24

7	業務委託仕様書において、（業務委託概要）に「デジタルデータのクラウドを活用したデータ共有に関する講義等」、4項「データ共有のためのクラウド環境については受託者が確保する」とありますが、ここで受託者が準備すべきクラウド環境については、林野庁が示しているような「森林クラウド」といったクラウドシステムの利用を想定しているのでしょうか？それとも、過年度に県が公募していた「ぐんま森林クラウドシステム構築業務」で構築された特別なクラウド環境を用いることを想定されているのでしょうか？または、それら以外の一般的に活用されているクラウドデータストレージ（Googleドライブ、OneDrive、Dropbox、Box、iCloud等）におけるシンプルなデータ共有程度が可能なクラウド環境であったり、クラウドを介した単なるファイル転送サービス程度でも良いのでしょうか？	・仕様書第3の4に示すデータ共有のためのクラウド環境の確保については、受講生による造林補助金等の申請及び県（検査者）による補助金検査にあたり、デジタルデータ（オルソフォトや測量データ（ベクターデータ））を県（検査者）と共有し、相互で表示し確認できる環境を確保することを想定しています。 ・現時点では、本県において造林補助金のデジタル申請に際して特定のクラウドシステム（林野庁：森林クラウド、群馬県：ぐんま森林クラウド）の指定はありませんが、県庁ネットワークにアクセス可能なものとします。 ・一般的に活用されているクラウドデータストレージやクラウドを介したファイル転送サービスの場合、申請や検査にあたりデータ内容を表示し確認等ができる環境を確保してください。 ・県（検査者）がクラウド環境にアクセスする場合において、大容量ファイルのみを共有するオンラインストレージと判断されるWEBサイトは、県からのアクセスに制限があります。なお、県庁ネットワークからはGoogleドライブ、Box、iCloudについてはアクセスができません。	R7.7.24
---	--	---	---------